

第六十三回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 九 号

(110111)

昭和四十五年三月二十五日(水曜日)

午後零時四十五分開議

出席委員

委員長 八木 徹雄君

理事 久野 忠治君

理事 河野 洋平君

理事 小林 信一君

理事 伊藤卯四郎君

有田 喜一君

堀崎 潤君

野中 英二君

松永 光君

木島喜兵衛君

新井 彬之君

山原健二郎君

出席國務大臣

文 部 大 臣 坂田 道太君

出席政府委員

文部政務次官 西岡 武夫君

文部大臣官房長 安嶋 彌君

文部省管理局長 岩間英太郎君

委員外の出席者

文教委員会調査 田中 彰君

室長

委員の異動

三月二十日

辞任

補欠選任

小沢 一郎君

補欠選任

同日

辞任

補欠選任

三月二十四日

日本私学振興財団法案(内閣提出第五九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

日本私学振興財団法案(内閣提出第五九号)

昭和四十四年度における私立学校教職員共済組

合法の規定による年金の額の改定に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

〇八木委員長 これより会議を開きます。

日本私学振興財団法案を議題といたします。

日本私学振興財団法案

日本私学振興財団法

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 役員等(第九条—第十九条)

第三章 業務(第二十—第二十三条)

第四章 財務及び会計(第二十四条—第三十三

条)

第五章 監督(第三十四条—第三十五条)

第六章 雑則(第三十六条—第三十七条)

第七章 罰則(第三十八条—第四十条)

附則

第一章 総則

(設立の目的)

第一条 日本私学振興財団は、私立学校の教育の

充実及び向上に資し、あわせてその経営の安定

に寄与するため、補助金の交付、資金の貸付け

その他私立学校教育に対する援助に必要な業務

を総合的かつ効率的に行ない、もつて私立学校

教育の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用

語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 私立学校 学校教育法(昭和二十二年法律

第二十六号)第二条第二項に規定する私立学

校をいう。

二 学校法人 私立学校法(昭和二十四年法律

第二百七号)第三条に規定する学校法人を

いう。

三 準学校法人 私立学校法第六十四条第四項

の法人をいう。

四 各種学校 学校教育法第八十三条第一項に

規定する各種学校をいう。

(法人格)

第三条 日本私学振興財団(以下「財団」という)

は、法人とする。

(事務所)

第四条 財団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 財団は、文部大臣の認可を受けて、必要な地

に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 財団の資本金は、十億円及び附則第六条

第三項の規定により政府から出資があつたもの

とされた金額の合計額とし、政府がその全額を

出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で

定める金額の範囲内において、財団に追加して

出資することができる。

3 財団は、前項の規定による政府の出資があつ

たときは、その出資額により資本金を増加する

ものとする。

(登記)

第六条 財団は、政令で定めるところにより、登

記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 財団でない者は、日本私学振興財団とい

う名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第

四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条

(法人の住所)の規定は、財団について準用す

る。

第二章 役員等

(役員)

第九条 財団に、役員として、理事長一人、理事

四人以内及び監事二人以内を置く。

2 財団に、役員として、前項の理事のほか、非

常勤の理事四人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十条 理事長は、財団を代表し、その業務を総

理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、財団

を代表し、理事長を補佐して財団の業務を掌理

し、理事長に事故があるときはその職務を代理

し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、財団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると

認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提

出することができる。

(役員の任命)

第十一条 理事長及び監事は、文部大臣が任命す

る。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任

命する。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は、二年とする。ただし、

補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員)の欠格事項

第十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員)の解任

第十四条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができないうちに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないことを認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止

第十五条 役員(非常勤の理事を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権)の制限

第十六条 財団と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は代表権を有しない。この場合には、監事が財団を代表する。

(運営審議会)

第十七条 財団に、運営審議会(以下この条において「審議会」という)を置く。

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、財団の業務の運営に関する基本的事項について審議する。

3 審議会は、財団の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

4 審議会は、十人以内の委員で組織する。

5 委員は、教育又はその振興方策に関し広い識見を有する者のうちから、理事長が文部大臣の承認を受けて任命する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を

妨げない。

7 委員の互選により会長として定められた者は、審議会の会務を総理する。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(職員)の任命

第十八条 財団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十九条 財団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第二十条 財団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。

二 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のために必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育(私立の各種学校の教育を含む。以下この項において同じ)に關連してその振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。

三 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。

四 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その配付を行なうこと。

五 私立学校の経営に關し、情報の収集、調査

及び研究を行ない、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行なうこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 財団は、文部大臣の認可を受けて、前項各号の業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。

3 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第二十八条第一項に規定する残余の額の範囲内において行なうものとする。

(業務方法書)

第二十一条 財団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十八条第一項及び第二項、第十七条第一項、第二十一条までの規定は、第二十条第一項第一号の規定により財団が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十七条第一項中「各省各庁の長の処分」とあるのは、「私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と読み替へるものとする。

(貸付業務の委託)

第二十三条 財団は、文部大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十条第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2 財団は、前項の規定により銀行その他の金融機関に業務の一部を委託しようとするときは、その金融機関に対し、当該委託業務に關する準則を示さなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十四条 財団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十五条 財団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十六条 財団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十七条 財団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 財団は、前項の文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十八条 財団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じた場合には、前事業年度から繰り越した欠損をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、翌事業年度において第二十条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額を、当該事業年度の積立金として積み立てなければならない。

2 財団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じた場合には、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の利益金の計算の方法に關し必要な事項は、文部省令で定める。

(借入金及び私学振興債券)

第二十九条 財団は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は私学振興債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、財団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 財団は、文部大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関する事項は、政令で定める。

(償還計画)

第三十条 財団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 財団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十二条 財団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、財団の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第五章 監督

第三十四条 財団は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、財団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)

第三十五条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、財団に対して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に財団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十六条 財団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十七条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条、第二十九条又は

第三十条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十一条第二項、第二十八条第三項又は第三十三条の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第二十七条第一項又は第三十二条の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第三十八条 第三十五条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした財団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした財団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(財団の設立)

第二条 文部大臣は、財団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、財団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、財団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、財団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 財団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(私立学校振興会の解散等)

第六条 私立学校振興会は、財団の成立の時において解散し、その一切の権利及び義務は、その時において財団が承継する。

2 私立学校振興会の昭和四十五年四月一日に始まる事業年度は、私立学校振興会の解散の日の前日に終わるものとする。

3 私立学校振興会の解散の時までに政府から私立学校振興会に対して出資された金額は、財団の設立に際して政府から財団に対し出資されたものとする。

4 附則第四条の規定により財団の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で私立学校振興会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

5 第一項の規定により財団が権利を承継する場合

合において、当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(学校法人の特例)

第七条 この法律(第二十條第一項第一号を除く。)において、学校法人には、当分の間、学校教育法第百二條第一項の規定により私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を設置する民法第三十四條の法人を含むものとする。

(その他の経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に日本私学振興財団という名称を使用している者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 財団の最初の事業年度は、第二十四條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和四十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 財団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十五條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「財団の成立後遅滞なく」とする。

(私立学校振興会法の廃止)

第十一条 私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)は、廃止する。

(私立学校振興会法の廃止に伴う経過措置)

第十二條 前條の規定の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(私立学校法の一部改正)

第十三條 私立学校法の一部を次のように改正する。

第五十九條第一項中「及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第八條第一項」を「並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六條及び第二百三十七條から第二百三十八條の五までに改め、同条第六項中「第三項を『第四項』に、『第四項』を『第五項』に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の四項を加える。」と改め、同条に次の四項を加える。

8 私立学校の経常的経費に対する国又は地方

公共団体の補助金で政令で定めるものの交付を受ける学校法人は、文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行ない、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

9 前項に規定する学校法人は、所轄庁の定めるところにより、同項の書類のほか収支計算書を所轄庁に届け出なければならない。この場合において、同項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添附しなければならない。

10 所轄庁は、第四項の規定によるもののはか、第八項に規定する学校法人に対して、次に掲げる権限を有する。

一 助成に關し必要がある場合において、当該職員に学校法人の關係者に対し質問させ、又はその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人の設置する当該補助金に係る私立学校の学科(短期大学及び高等専門学校)の増設又は収容定員の増加に係る計画が、法令の規定又はその実施に關し所轄庁が定めた規程(一般に公表され、又は当該学校法人に通知されたものに限る。次号において「法令又は所轄庁の規程」という。)に違反することとなると認める場合において、当該計画の変更又は中止を勧告すること。

三 第五條第二項の規定にかかわらず、当該学校法人の設置する当該補助金に係る私立学校が設備、授業その他の事項につき法令又は所轄庁の規程に違反した場合において、その変更を命ずること。

11 第七項の規定は、前項第二号又は第三号の規定による所轄庁の措置について準用する。

この場合において、第七項中「私立大学審議会」とあるのは、「大学設置審議会及び私立大学審議会」と読み替えるものとする。

第五十九條第五項中「第一項」の下に「若し

くは第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「国」の下に「(日本私学振興財団を含む。次項及び第八項において同じ。)」を、「第一項」の下に「若しくは第三項」を、「前項」の下に「又は第十項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「若しくは前項」を加え、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 国は、別に法律で定めるところにより、第一項の助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私学振興財団を通じて行なうことができる。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 改正後の私立学校法第五十九條第八項の規定は、昭和四十六年度以後において政令で定める会計年度から適用する。ただし、政令で定める学校法人に対する同項の規定の適用は、別に政令で定める会計年度までは、所轄庁の定めるところによる。

2 前項の規定により改正後の私立学校法第五十九條第八項の規定の適用がない会計年度については、同条第九項中「同項の書類」とあるのは、「貸借対照表及び収支計算書」として、同項の規定を適用する。

3 政令で定める学校法人に対する改正後の私立学校法第五十九條第九項後段の規定の適用は、同項後段及び前項の規定にかかわらず、当分の間、所轄庁の定めるところによる。

(地方税法の一部改正)

第十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第一号、第七十二條の四第一項第三号、第二百九十六條第一項第一号及び第三百四十八條第二項第十三号中「私立学校振興会」を「日本私学振興財団」に改める。

(産業教育振興法等の一部改正)

第十六條 次に掲げる法律の規定中「第六項」を「第七項」に改める。

一 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第十九條第二項

二 理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)第九條第三項

三 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第九條第二項

四 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)第二十條第三項

(昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律の一部改正)

第十七條 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三條中「私立学校振興会」を「日本私学振興財団」に、「私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)第二十二條第一項第三号」を「日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第二十号)第二十二條第一項第三号」に改める。

(私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律の一部改正)

第十八條 私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律(昭和三十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「第二項から第四項まで及び第六項」を「第二項、第四項、第五項及び第七項」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に關する法律の一部改正)

第十九條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に關する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十七條第三項中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に、「第三項第三

号及び第六項」を「第四項第三号及び第七項」に改める。

第十八条を次のように改める。

(日本私学振興財団の業務の特例)

第十八条 日本私学振興財団は、日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第 号)第二十

条第一項及び第二項に規定する業務のほか、学校法人(同法附則第七條の規定による

民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人を含むものとされる学校法人をい

う。以外の私立の学校の設置者に対する被災私立学校施設の災害の復旧に必要な資金の貸

付業務を行なうことができる。この場合において、当該貸付業務を日本私学振興財団法

第二十條第一項第二号の業務とみなして同法の規定を適用する。

(所得税法の一部改正)

第二十條 所得税法(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中私立学校振興会の項を削り、日本蚕糸事業団の項の次に次のように加える。

日本私学振興財団(昭和四十五年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第二十一條 法人税法(昭和四十四年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中私立学校振興会の項を削り、日本国有鉄道項の次に次のように加える。

日本私学振興財団(昭和四十五年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第二十二條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中私立学校振興会の項を削り、日本国有鉄道の項の次に次のように加える。

日本私学振興財団(昭和四十五年法律第 号)

第一類第六号 文教委員会議決第九号 昭和四十五年三月二十五日

日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第二十三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中私立学校振興会の項を削り、日本国有鉄道の項の次に次のように加える。

日本私学振興財団(昭和四十五年法律第 号)

(昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第二十四條 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六條中「私立学校振興会」を「日本私学振興財団」に、「私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)第二十二條第一項第三号」を「日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第 号)第二十條第一項第三号」に改める。

理由

私立学校教育の振興を図るため、日本私学振興財団を設立し、私立学校を設置する学校法人等に対する補助金又は助成金の交付及び資金の貸付け、私立学校教育振興のための寄付金の募集及び配付等の業務を総合的かつ効率的に行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

八木委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。坂田文部大臣。

○坂田文部大臣 このたび政府から提出いたしました日本私学振興財団法案につきまして、提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校は、従来それぞれ特色のある教育を行

なつて、わが国学校教育の普及と発展に重要な役割りを果たしてきましたが、近年私立学校の占める割合はきわめて大きくなり、今後のわが国の社会、文化、経済の進展のために、その教育の一その充実と向上が要請されているところであります。

私立学校の教育に必要な経費は、従来その大部分を設置者みずから負担してきたのであります。が、私立学校教育の社会的な貢献を考えますとき、その振興をはかるため公費による適切な援助を行なうことは、現下の重要な課題となっております。

政府は、従来から私学振興のため種々の施策を講じてまいりましたが、このたび私立学校に対する助成措置を一段と充実強化することとし、来年度予算案において、新たに私立大学等の教員給与費を含む経費に対する補助を行なうための経費として百三十二億円余を計上いたしております。この補助金は、従来の設備費を主たる対象とするものとは異なり、教員給与費、教育研究に必要な諸経費等の経費を対象とするものであり、その使用についてはできる限り私立学校の自主的判断を尊重する反面、補助金の配分が真に教育研究条件の向上に役立つよう適切に行なわれることが要請されます。

学校法人に対するこの補助金の交付の業務は、学校法人等に対する資金の貸し付け、私学の福祉関係団体等に対する助成金の交付、寄付金の募集、配付等私立学校教育の援助に関する他の業務とあわせて、公正な第三者の機関において総合的、効率的に実施することが最も適切であると考え、私立学校振興会を発展的に解消して新たに日本私学振興財団を設立することとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容を申し上げますと、特殊法人日本私学振興財団に關し、設立の目的、資本金、組織、業務、財務、会計、監督等に関する規定を設けるとともに、私立学校法その他関係法律の一部改正を行ない、所要の規定を整備するも

のであります。

すなわち、まず第一に、日本私学振興財団は、私立学校教育の充実及び向上に資し、あわせてその経営の安定に寄与するため、補助金の交付、資金の貸し付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行ない、もつて私立学校教育の振興をはかることを目的とするものであります。

第二に、日本私学振興財団は法人といたしますとともに、その設立当初の資本金は、政府が出資する十億円と私立学校振興会の解散のときまでに政府から私立学校振興会に対して出資された金額の合計額といたしております。なお、政府は必要があるとき、この法人に追加して出資することができるといたしております。

第三に、この法人の業務についてであります。が、その第一は、私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金の交付を受け、これを財源として学校法人に対し補助金を交付することであり、業務の第二は、学校法人または準学校法人に対し、その設置する私立学校または私立の各種学校の施設の整備その他経営のために必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育に關連してその振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けることであります。業務の第三は、私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付することであり、業務の第四は、私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その配付を行なうものであります。業務の第五は、私立学校の経営に關し、情報の収集、調査及び研究を行ない、並びに関係者の依頼に應じてその成果の提供その他の指導を行なうことであります。

なお、この法人は、これらの業務を行なうほか、この法人の目的を達成するため必要な業務を行なうことができることといたしております。

第四に、この法人の役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事四人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は理事長が文部大臣の認可を受けて、それぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年といたしております。

なお、この法人には、その運営の適正を期するため理事長の諮問機関として、運営審議会を置くこととし、業務の運営に関する基本的事項を審議することといたしております。

第五に、この法人は、文部大臣の一般的監督を受けるほか、特にその業務の公共性にかんがみ、業務方法書、事業計画、予算、財務諸表等については、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものといたしております。

第六に、この法人の設立のための所定の準備手続について規定いたしております。

なお、私立学校振興会は、この法人の成立のときにおいて解散し、その権利及び義務は、この法人が承継することといたしております。

第七に、私立学校法その他関係法律の一部を改正し、所要の規定を整備することといたしております。

私立学校法の一部改正について申し上げますと、その趣旨及び内容は、国及び地方公共団体の学校法人に対する助成措置の拡充に対応して、学校法人の公共性をさらに高めるとともに、助成効果の一層の確保をはかり、私立学校の自主性を尊重しつつ、私立学校における教育研究の充実向上を期するため、学校法人の経理の適正を確保するための規定を整備するとともに、必要最小限度において所轄庁の権限に関する規定を整備いたすものであります。なお、所轄庁がその権限を行使するにあたっては、私立大学審議会等の意見を聞くかなければならない旨規定いたしておりますほか、その運用につきましては、特に慎重を期する考えであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

〇八木委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

〇八木委員長 次に、昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

題名中「昭和四十四年度」の下に「及び昭和四十五年度」を加える。

第一条の見出し中「旧法」を「昭和四十四年度における旧法」に改め、同条第一項中「以下改正後の法律第四百十号」を「第二条及び附則第二項において改正後の法律第四百十号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和四十五年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の二 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を同条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第一」とあるのは、「別表第一の二」と読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の見出し中「新法」を「昭和四十四年度

における新法」に改め、同条第一項中「年金を含む」の下に「次条において「新法の規定による年金」という」を加え、同条第二項中「前条第二項」を「第一条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和四十五年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の二 新法の規定による年金で昭和四十五年九月三十日において現に支給されているものについては、昭和四十五年十月分以後、その額を前条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「昭和三十九年九月以前」とあるのは「昭和四十年九月以前」と、「別表第一」とあるのは「別表第一の二」と、「改正後の法律第四百十号の規定」とあるのは「昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第 号）による改正後の法律第四百十号の規定」と、「百三十二万円」と、「改正後の法律」とあるのは「百三十二万円（昭和四十四年十一月一日以後に退職をした組合員については、平均標準給与の基礎となつた組合員であつた期間のうち、同年十月以前の期間にあつてその月数に十一万円を、同年十一月以後の期間にあつてはその月数に十五万円をそれぞれ乗じ、これを合算した額をこれらの期間の総月数で除して得た額の十二倍に相当する額）」と、昭和四十四年十一月一日以後に退職をした組合員を除き、当該改正後の法律」と読み替えるものとする。

2 第一条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の見出し中「旧財団法人私学恩給財団」を「昭和四十四年度における恩給財団」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和四十五年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の二 前条の規定の適用を受ける年金につ

いては、昭和四十五年十月分以後、その年金額を、同条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の二の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、七十歳以上の者に支給する年金でその改定額が十二万円に満たないものについては、その改定額を十二万円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が十二万円に満たないものを受ける者が七十歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以後、その年金額を十二万円に改定する。

第四条の見出し中「長期在職組合員」を「昭和四十四年九月以前に退職をした長期在職組合員」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和四十五年九月以前に退職をした長期在職老齢組合員の退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の二 昭和四十五年九月三十日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金（七十歳以上の者又は遺族年金を受ける妻、子若しくは孫に係るものに限り）については、第一条の二及び第二項の規定にかかわらず、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

一 退職年金又は廃疾年金 十二万円

二 遺族年金 六万円

2 前項の組合員に係る年金でその額が同項各号に掲げる額に満たないものを受ける者が七十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）は、その日の属する月の翌月分以後、同項の規定を適用してその額を改定する。

3 前二項の規定の適用については、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が七十歳に達した日に、他の者も七十歳に達したものとみなす。

第五条中「第一条又は第二条」を「第一条から第二条の二まで」に改める。
 第六条中「第三条」の下に「及び第三条の二」別表第一の次に次の一表を加える。

年金の基礎となつた組合員であつた期間	率
昭和二十九年一月から昭和二十九年九月まで	二・六四五
昭和二十九年十月から昭和三十年九月まで	二・三八〇
昭和三十年十月から昭和三十一年九月まで	二・三一八
昭和三十一年十月から昭和三十二年九月まで	二・二四五
昭和三十二年十月から昭和三十三年九月まで	二・〇六四
昭和三十三年十月から昭和三十四年九月まで	一・九六二
昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで	一・八九〇
昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで	一・七六三
昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで	一・四三六
昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで	一・二八一
昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで	一・一四九
昭和三十九年十月から昭和四十年九月まで	一・〇四三

別表第二の次に次の一表を加える。
 別表第二の一

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から六六、〇〇〇円まで	九六、〇〇〇円
六七、〇〇〇円	九六、二〇〇円
六八、〇〇〇円	九七、六〇〇円
六九、〇〇〇円	九九、一〇〇円
七〇、〇〇〇円	一〇〇、五〇〇円
七一、五〇〇円	一〇二、七〇〇円
七三、〇〇〇円	一〇四、八〇〇円

七四、五〇〇円	一〇七、〇〇〇円
七六、〇〇〇円	一〇九、一〇〇円
七七、五〇〇円	一一一、三〇〇円
七九、〇〇〇円	一一三、四〇〇円
八〇、五〇〇円	一一五、六〇〇円
八二、〇〇〇円	一一七、八〇〇円
八三、五〇〇円	一二九、九〇〇円
八五、〇〇〇円	一二二、一〇〇円
八八、二〇〇円	一二六、七〇〇円

一〇一、二〇〇円	一四五、三〇〇円
一一五、〇〇〇円	一六五、一〇〇円
一二九、六〇〇円	一八六、一〇〇円
一五〇、〇〇〇円	二一五、四〇〇円

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

2 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第二号中「一・三二」を「一・四三六」に、「五千三百円」を「五千七百円」に改める。

3 昭和四十五年十月一日以後に退職（死亡を含む）をした組合員に係る次の各号に掲げる年金（七十歳以上の者又は遺族年金を受ける妻、子若しくは孫に係るものに限る。）については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を当該各号に掲げる額とする。

4 改正後の昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律第四條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。

理由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○八木委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。坂田文部大臣。

○坂田文部大臣 このたび、政府から提出いたしました昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。御承知のように、私立学校教職員共済組合が行なう給付につきましては、国・公立学校の教職員に対する給付の水準と均衡を保つことをたてまゝとして、昭和二十八年八月に私立学校教職員共済組合法が制定されております。この趣旨のつとめ、私立学校の教職員の年金の額は、第六十二回臨時国会において成立いたしました昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律により、国・公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、その改善が行なわれました。

今回も、昭和四十四年度に引き続き、国・公立学校の教職員に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額の改定等を行なうため、この法律案を提出することとしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金につきましては、前回と同じ方式により、年金額の計算の基礎となつていた標準給与の額に、その標準給与が適用されていた期間に応じて乗する改定率をそれぞれ増率して、昭和四十五年十月分から引き上げを行なうこととしたしております。またこれに伴い、旧私学恩給財団の年金につきましても、相応の引き上げを行なう

ことといたしております。

第二に、七十歳以上の高齢者等の年金の最低保障額を、それぞれ引き上げることといたしております。

なお、この法律の施行日につきましては、他の共済制度の例に準じて、昭和四十五年十月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○八木委員長 以上で、本案に対する提案理由の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十五分散会